

骨子案

第1章 プランの策定にあたって

1 プランの背景

(1) 策定の目的

以下の背景のもと、ジェンダー平等の実現に資する施策を総合的かつ体系的に推進するため策定

○豊島男女共同参画推進行動計画

- ・豊島男女共同参画推進条例(根拠規程)制定及び改正
- ・「ジェンダー平等に関する住民意識調査」
→男女平等になっていると回答した区民14.1%
- ・あらゆる場面、すべてのライフステージでジェンダー平等を意識し、行動につなげることが必要

○豊島区配偶者等暴力防止基本計画

- ・配偶者等による暴力は重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、ジェンダー平等の実現を妨げるもの
- ・配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を行うことが必要

○豊島区女性活躍推進計画

- ・女性が職業生活において、その個性と能力を十分に発揮できるための環境整備と、男女ともに家庭生活での役割を果たしつつ職業生活との両立を図れるような支援が必要

○豊島区困難女性支援基本計画

- ・人権尊重、ジェンダー平等、福祉の増進の観点から、日常生活や社会生活で、女性であることにより、様々な困難な問題を抱えた女性への支援が必要

○豊島区基本構想・基本計画

- ・まちづくりの基本的な考え方や行動指針である 3 つの理念の一つ、「誰もがいつでも主役」を実現するための取組方針として「ジェンダー平等の実現」が位置付けられている
- ・すべての区民のジェンダー平等意識向上促進
- ・区のあらゆる施策において、ジェンダー平等の視点を意識した取組を推進

(2) 世界(国際社会)の動向

○1975年 国際婦人年(目標:平等、発展、平和)、国際婦人世界会議、「世界行動計画」採択

○1976年～1985年 国際婦人の十年

○1979年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」採択

○1995年 第4回国連世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択

・女性のエンパワーメント実現のための課題

・ジェンダー平等を達成するため「あらゆる法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと(ジェンダー主流化)」

○2015年 国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

・「持続可能な開発目標(SDGs)」目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ること」を掲げ実施のために「ジェンダー主流化」が不可欠

(3) 国の動向

○育児・介護休業法の一部改正

・令和4年(産後パパ育休制度創設)

・令和7年

○困難女性支援法の成立(令和4年5月)

○配偶者等暴力防止法の一部改正(令和5年5月)

○ジェンダーアイデンティティ理解増進法の成立(令和5年6月)

○男女共同参画社会基本法の一部改正(令和7年6月)

○女性活躍推進法の一部改正(令和7年6月)

○独立行政法人男女共同参画機構法の成立(令和7年6月)

○第6次男女共同参画基本計画の策定

(4) 東京都の動向

○東京都男女平等参画推進総合計画の改定(令和4年3月)

○東京都パートナーシップ宣誓制度の創設(令和4年11月)

○困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定(令和6年3月)

○女性活躍推進条例制定(令和7年12月)

(5) 豊島区の取組

歴史(歩み)

○としま150プラン(豊島区婦人行動計画)の策定(平成元年3月)

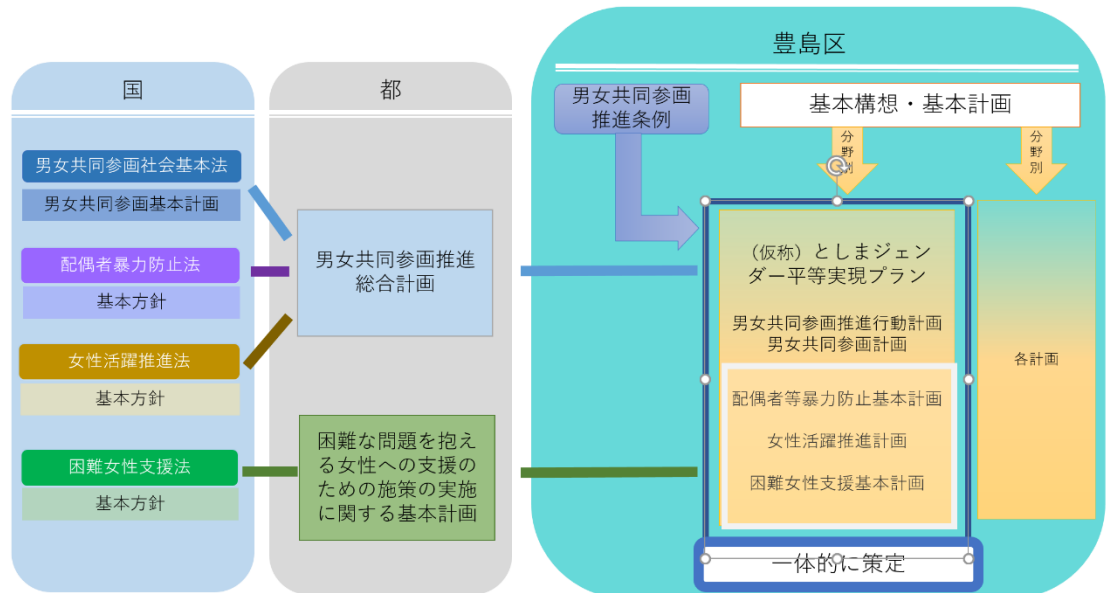
- 男女平等推進センターの開設(平成4年6月)
- 豊島区男女共同参画都市宣言(平成14年2月)
- 豊島区男女共同参画推進条例の制定(平成15年3月)

直近の取組

- すずらんスマイルプロジェクトスタート(令和3年1月)
- 豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ制度(令和6年11月)
- 豊島区困難女性支援基本計画の策定(令和7年3月)

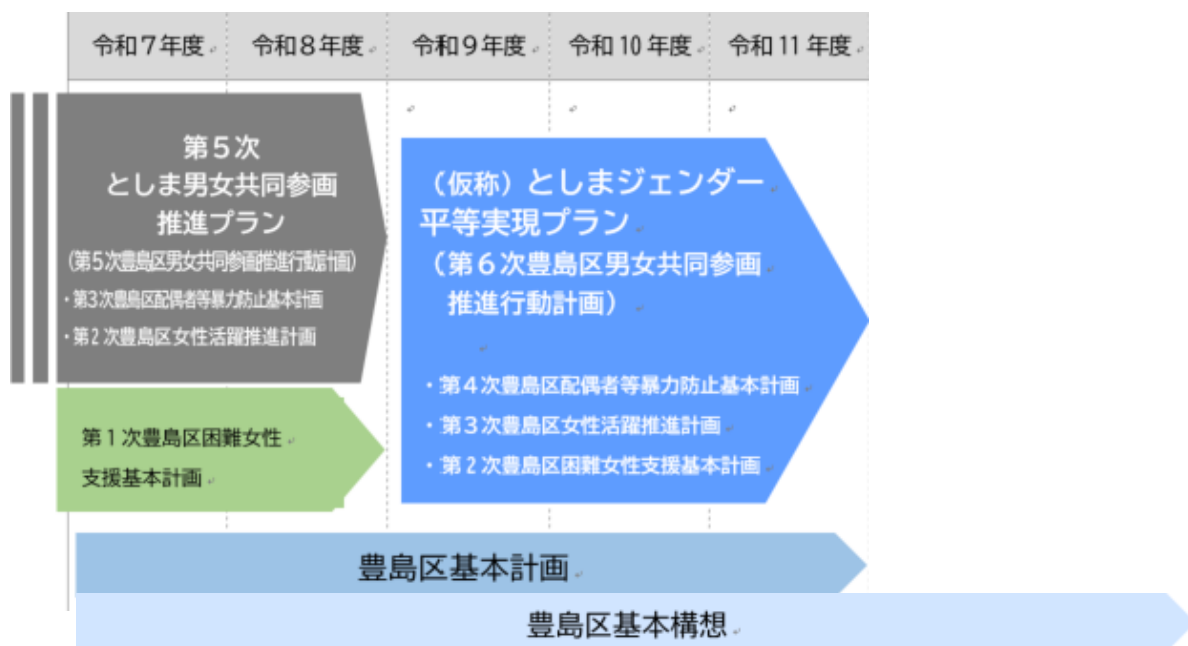
2 プランの性格

- 豊島区男女共同参画推進条例第10条に基づき策定する「豊島区男女共同参画推進行動計画」
- 男女共同参画社会基本法第9条ならびに第14条に規定する「市町村男女共同参画計画」
- 配偶者等暴力防止法第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」
- 女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」
- 困難女性支援法第8条第3項に規定する「市町村基本計画」
- 豊島区基本構想・基本計画の分野別計画
- その他の区の分野別計画との整合性を図る



3 プランの期間

○令和9年度～令和11年度 3か年計画



4 将来像(目指すまちの姿)

プラン(豊島区男女共同参画推進行動計画)の根拠規程である豊島区男女共同参画推進条例の目的が「男女共同参画社会の実現」であることについて記載し、豊島区男女共同参画都市宣言の趣旨及び条例の基本理念に基づく目指すまちの姿を将来像として示す

豊島区男女共同参画都市宣言

性別や世代、国籍の違いを越え、多様な人々が暮らし、働き、集うまち
性別などの違いにかかわらず一人ひとりがその人らしく
お互いの人権を尊重し、活力と輝きに満ちた豊島区の実現をめざす

豊島区男女共同参画推進条例

条例の目的 ▶ **豊島区の男女共同参画社会の実現**

I すべての人の自立と人権の尊重	V 家庭生活と社会生活の両立
II 社会活動における選択の自由	VI 外国籍等住民に対する基本理念の実現
III 決定過程への参画促進	VII 性自認及び性的指向の尊重
IV 性と生殖に関する健康と権利の尊重	VIII 幼児教育、学校教育及び生涯学習の取組み



○豊島区目指すまちの姿(プランの目標)

すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち
～ジェンダー平等の実現を目指して～

○目標1 すべての人がジェンダー平等に取り組むまち(仮)

・すべての人が、幼少期よりジェンダー平等の意識を培い、行動することで、社会のあらゆる分野に平等に参画でき、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きられるまちを目指す

○目標2 あらゆる分野で女性が力を発揮できるまち(仮)

・家庭、社会、学校、地域社会などあらゆる分野において、女性一人ひとりが、自由な選択のもと、決定過程に参画し、その持つ力を十分に発揮できるまちを目指す

- 目標3 すべての人がその人らしく尊重され、安心して暮らせるまち(仮)
 - ・すべての人が、多様なあり方を尊重され、ジェンダーに起因する暴力や差別等様々な困難を抱えることなく、安心して健康的な生活を送ることができるまちを目指す
- 目標4 困っている女性をともに支えるまち(仮)
 - ・困難な問題を抱える女性を、区民、事業者、関係機関や民間団体、行政が連携してともに支えることで、すべての女性が未来に希望を持ち、自分の人生を自分らしく歩めるまちを目指す

5 プランの体系図

将来像	目 標	施策の方向	施 策
すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち ↳ジェンダー平等の表現を目指して	1 すべての人がジェンダー平等に取り組むまち（仮）	(1) ジェンダー平等意識の向上 (2) ジェンダー平等視点による取組の推進	① ジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）対策 ② 幼少期からの啓発の充実 ③ メディア・デジタルリテラシーの向上 ④ 女性視点の災害対策 ⑤ ジェンダー配慮の公共施設・交通機関整備 ⑥ ジェンダー主権化についての職員の意識形成及び基礎データ収集の促進
	2 あらゆる分野で女性が力を発揮できるまち（仮） 豊島区女性活躍推進計画	(3) すべての女性のエンパワーメントの推進 (4) 働く場・家庭生活におけるジェンダー平等の推進 (5) 女性リーダー活躍に向けた取組の推進	⑦ 自己肯定感を高める取組の推進 ⑧ 理工系・デジタル分野の女性人材育成 ⑨ 女性の心身の健康課題への取組 ⑩ 事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進 ⑪ 女性の再就職・リスキリング支援 ⑫ ライフイベントに応じた両立支援 ⑬ 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用 ⑭ 管理監督者への女性の積極的な登用
	3 すべての人がその人らしく尊重され、安心して暮らせるまち（仮）	(6) ジェンダーに基づくDV・性暴力・ハラスメントの防止と被害者支援 豊島区配偶者等暴力防止基本計画 (7) 性と生に関する健康支援 (8) 多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備	⑮ 早期把握・早期相談体制の充実 ⑯ 被害防止・解決のための仕組みづくり ⑰ 被害者支援の充実 ⑱ 様々なハラスメント対策 ⑲ 性と生殖に関する健康と権利の啓発と支援 ⑳ 男女のこころとからだの健康づくり支援 ㉑ 生理の貧困の解消 ㉒ ジェンダーによる男性の生きづらさへの支援 ㉓ 多様な性自認・性的指向の人々への支援 ㉔ 外国ルーツ区民への支援 ㉕ 生活上の様々な困難を抱える人々への対応
	4 困っている女性をともに支えるまち（仮） 豊島区困難女性支援基本計画	(9) 様々な困難を抱える女性への多様な支援の提供 (10) 多様な主体による支援体制整備	㉖ 早期把握のための仕組みづくり ㉗ 健康・生活・就労・居住支援の充実 ㉘ 若年女性支援の充実 ㉙ 複合的課題を抱える女性への支援 ㉚ 庁内外支援体制の整備 ㉛ 民間団体や関係機関との協働の推進 ㉜ 困難女性支援に対するすべての人の理解の促進

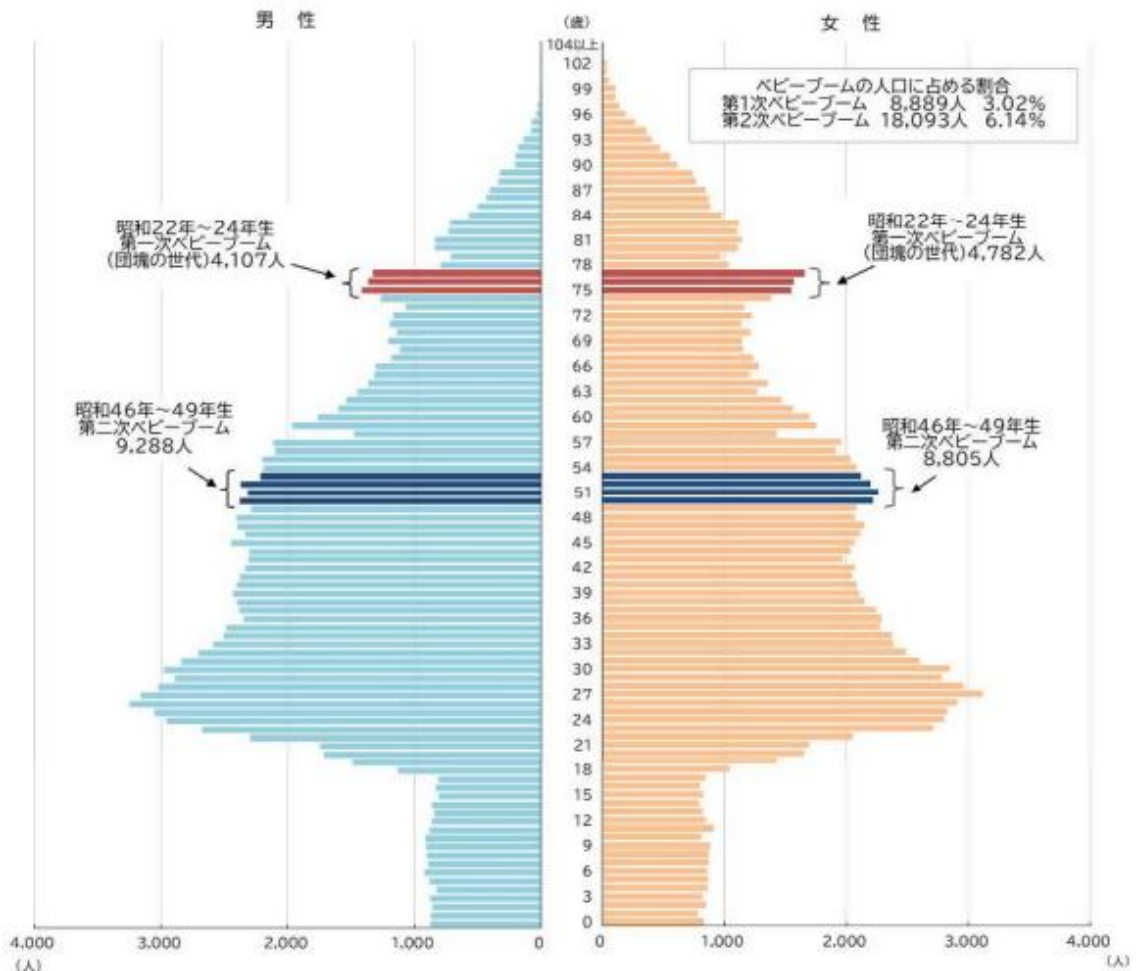
第2章 豊島区のジェンダー平等を取り巻く現状(関連データ集)

掲載予定データ

- 豊島区の状況を示す基礎データ
- ジェンダー平等に関する住民意識調査
- 協働のまちづくりに関する区民意識調査
- 配偶者等暴力に関する警察庁(警視庁)データ
- 第1次困難女性支援基本計画に掲載されたデータの最新版(抜粋)

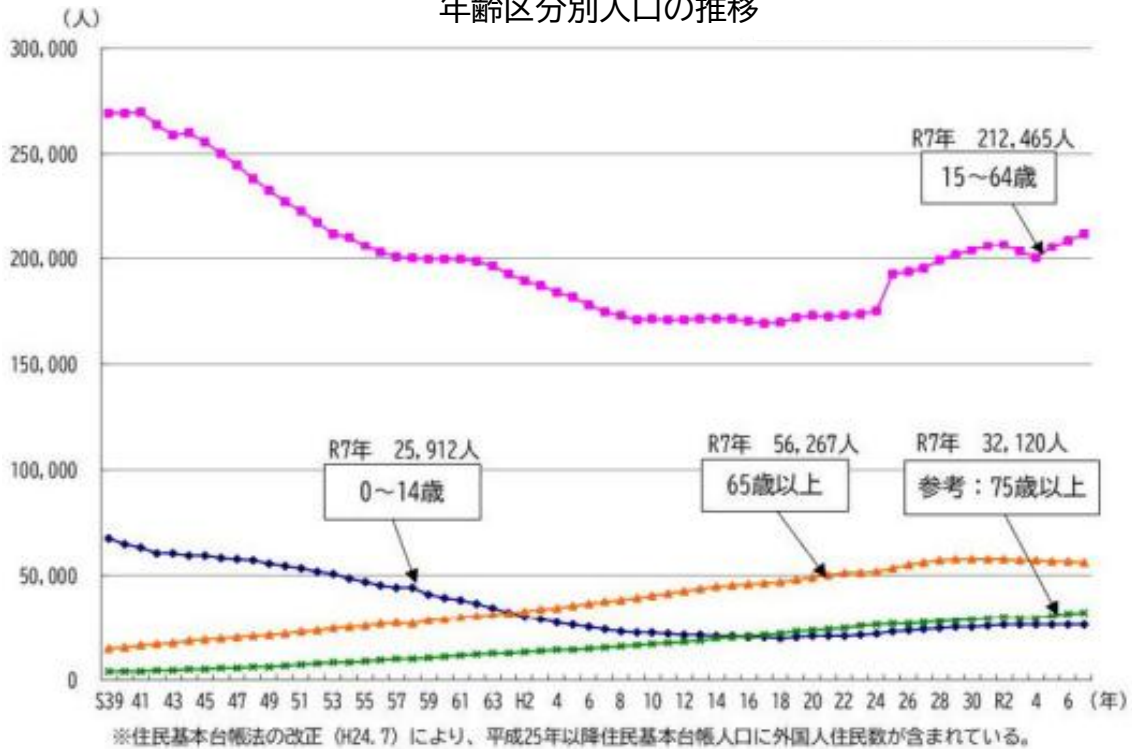
※掲載のグラフは現時点での例示となります。データの種類、グラフの形式も含め、素案でお示しする予定です。

(1)人口の状況



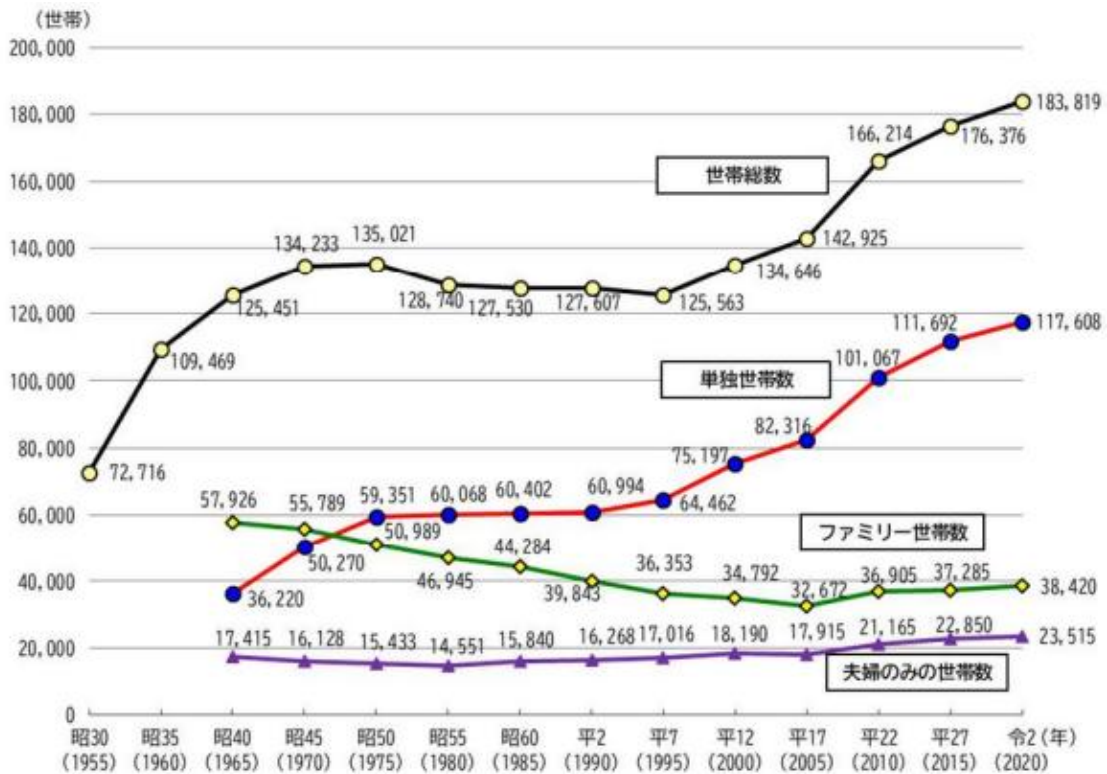
資料:住民基本台帳(令和7年1月1日現在)

年齢区分別人口の推移



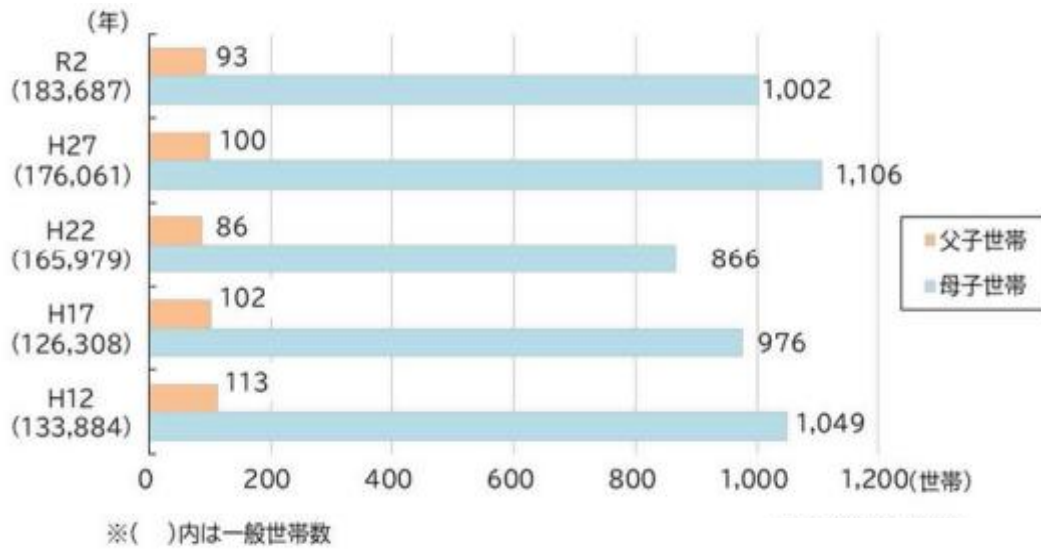
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2)世帯の状況



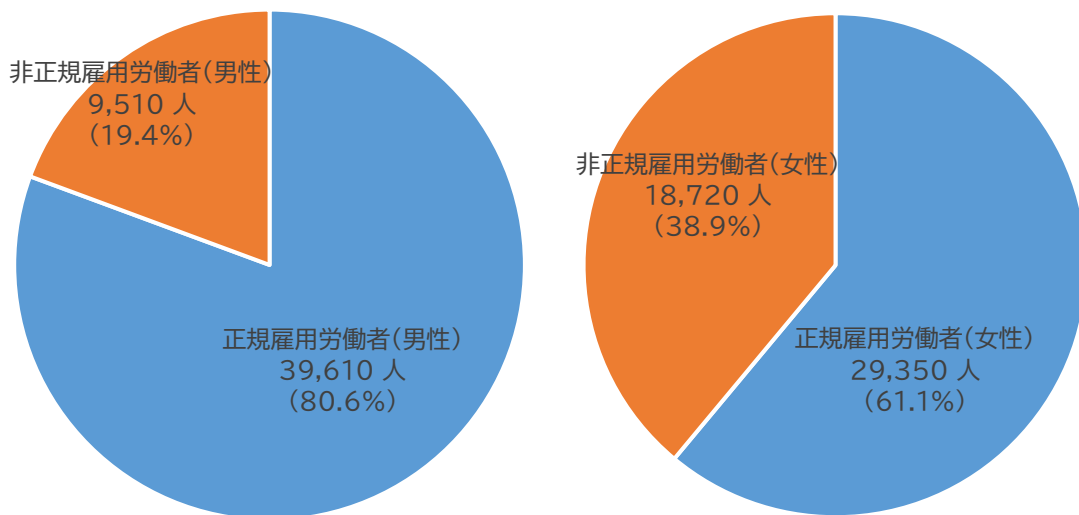
資料：各年国勢調査より

(3)ひとり親世帯の推移



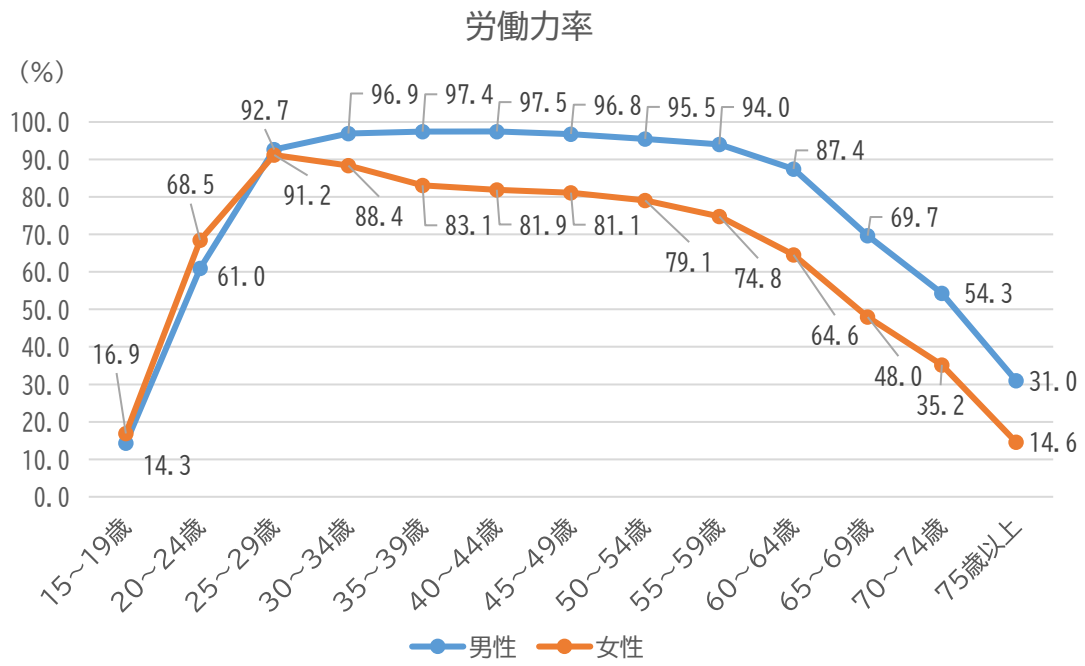
資料:各年国勢調査より

(4)雇用形態



資料:令和2年国勢調査より

(5)就労の状況



資料:令和2年国勢調査より

第3章 プランの内容

目標1 すべての人がジェンダー平等に取り組むまち(仮)

施策の方向(1) ジェンダー平等意識の向上

- ・課題
- ・各施策の主な取組内容・事業

施策の方向(2) ジェンダー平等視点による取組の推進

- ・課題
- ・各施策の主な取組内容・事業

目標2 あらゆる分野で女性が力を発揮できるまち(仮)

施策の方向(3) すべての女性のエンパワーメントの推進

施策の方向(4) 働く場・家庭生活におけるジェンダー平等の推進

施策の方向(5) 女性リーダー活躍に向けた取組の推進

目標3 すべての人がその人らしく尊重され、安心して暮らせるまち(仮)

施策の方向(6) ジェンダーに基づくDV・性暴力・ハラスメントの防止
と被害者支援

施策の方向(7) 性と生に関する健康支援

施策の方向(8) 多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備

目標4 困っている女性をともに支えるまち(仮)

施策の方向(9) 様々な困難を抱える女性への多様な支援の提供

施策の方向(10) 多様な主体による支援体制整備

第4章 プランの推進

1 プランの推進体制

2 プランの評価・進捗管理

参考資料

- 用語解説
- 男女共同参画推進会議委員名簿
- プラン策定にあたって開催した会議の開催経過
 - ・男女共同参画推進会議
 - ・男女共同参画推進委員会
 - ・ワーキンググループ
- 豊島区男女共同参画推進条例及び4計画根拠法
- ジェンダー平等関連年表